

市第 67 号議案 横浜市中央卸売市場業務条例の一部改正
市第 68 号議案 横浜市中央と畜場条例の一部改正

1 改正の目的

中央卸売市場の使用料等について、平成 26 年 4 月 1 日から消費税率が引き上げられることに伴い、消費税及び地方消費税相当分を改定するため、横浜市中央卸売市場業務条例及び横浜市中央と畜場条例を一部改正します。

2 改正内容

(1) 使用料（横浜市中央卸売市場業務条例、横浜市中央と畜場条例）

ア 市場の使用料（横浜市中央卸売市場業務条例第 68 条）

市場の使用料は、対象となる使用料の額に「1.05 を乗じて得た額の範囲内で規則で定める」を「1.08 を乗じて得た額の範囲内で規則で定める」に改定。

<主な使用料>

市場使用料、売場使用料、事務室使用料、駐車場使用料等

【卸売業者、仲卸業者、関連事業者等】

イ と畜場施設の使用料（横浜市中央と畜場条例第 5 条）

と畜場施設の使用料は、対象となる使用料の額に「1.05 を乗じて得た額の範囲内において規則で定める」を「1.08 を乗じて得た額の範囲内において規則で定める」に改定。

<使用料>

と室使用料、と畜場施設使用料【卸売業者、と畜業者、関連事業者】

(2) 売買取引、決済の方法等（横浜市中央卸売市場業務条例）

卸売業者、仲卸業者、売買参加者等が市場で行う売買取引、決済の方法及び開設者への報告について規定した次の条文の消費税に関わる部分を改正します。

- ・引取りの無かった卸売物品を他の者に卸売をした場合の卸売価格（第 47 条第 4 項）
- ・開設者に報告する前月中の卸売金額（第 52 条第 3 項）
- ・売買仕切書に明記する卸売物品の金額（第 55 条第 2 項第 2 号及び第 3 項）
- ・仲卸業者及び売買参加者が卸売業者から買い受けた物品の代金（第 59 条第 1 項）

3 施行期日

(1) 横浜市中央卸売市場業務条例

規則で定める日（平成 26 年 4 月 1 日施行予定）

(2) 横浜市中央と畜場条例

平成 26 年 4 月 1 日